

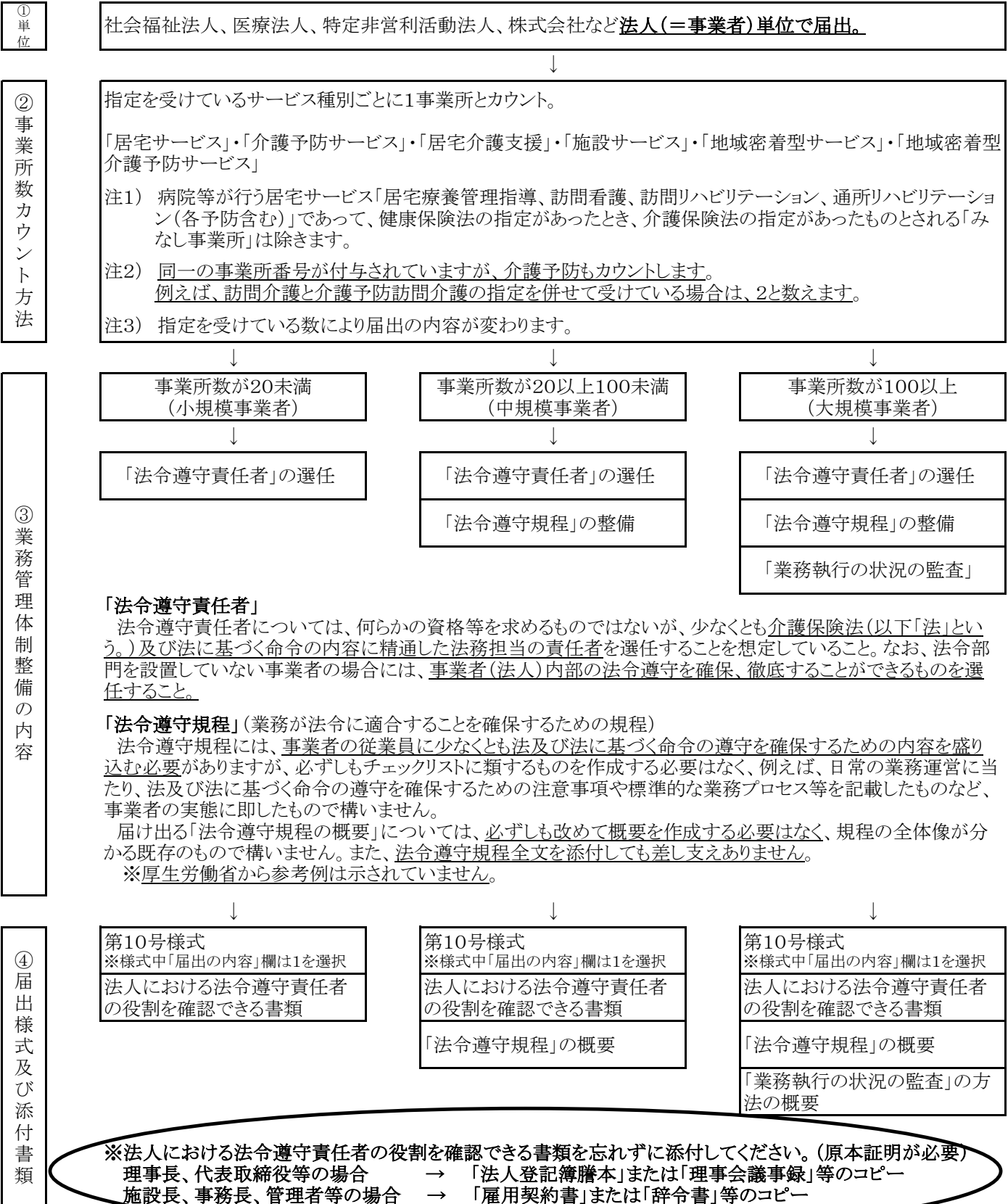
介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から全ての介護サービス事業を行う法人に対して、法令遵守責任者の選任などの業務管理体制の整備をすること及び届出が義務付けられました。
 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

○ 業務管理体制の整備に関して、新規に届け出る場合

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

※新規に法人を立ち上げ、介護サービス事業の指定を受けた時から、遅滞なく提出してください。



⑤ 届出先	① 事業所等が2以上の都道府県に所在	→ 厚生労働大臣又は地方厚生局長
	② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在	→ 市町長
	③ ①及び②以外	→ 香川県 長寿社会対策課 施設サービスグループ

○ 以下の場合は、変更届を提出してください。

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

⑥ 変更届について	① 事業所等の指定等により、事業展開地域が変わり届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項)	→	第10号様式を提出 ※様式中「届出の内容」欄は2を選択												
	注) 区分の変更に関する届出は、 <u>変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出ること。</u> 例: A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合の届出先 A県知事⇒地方厚生局長に変更														
	② 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項)	→	第11号様式を提出												
	※変更届が必要となる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 														
注1) 以下の場合は、変更届は不要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合(事業所区分に変更がない場合) ・ 法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 														
注2) 変更届には、変更内容が分かる書類を添付してください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">変更内容</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 </td> <td>定款、寄付行為及び登記事項証明書等</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 </td> <td>土地及び建物の登記事項証明書等</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 </td> <td>法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) </td> <td>法令遵守規程の概要(規程全文でも可)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) </td> <td>業務執行の状況の監査の方法の概要</td> </tr> </tbody> </table>			変更内容	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 	定款、寄付行為及び登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 	土地及び建物の登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 	法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 	法令遵守規程の概要(規程全文でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 	業務執行の状況の監査の方法の概要
変更内容	添付書類														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 	定款、寄付行為及び登記事項証明書等														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 	土地及び建物の登記事項証明書等														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 	法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 	法令遵守規程の概要(規程全文でも可)														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 	業務執行の状況の監査の方法の概要														

⑦ 様式	届出様式は、下記のホームページからダウンロードしてください。 「かがわ介護保険情報ネット」→「事業者支援情報」→「○指定・届出」→「様式集」→「業務管理体制の届出」 http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kanritaisei.html
---------	--

⑧ 担当	香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3266 FAX:087-806-0206
---------	---

平成27年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に係る届出書の届出先が変わります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が下記のとおり変更となります。

【現行】

【平成27年4月以降】

事業所等の所在状況	届出先
2以上の都道府県の区域、 かつ、3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、 かつ、1又は2の地方厚生局の区域	地方厚生局長
1の都道府県の区域 ----- うち、1の指定都市の区域	----- 都道府県知事
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

届出先
厚生労働大臣(本省)
事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
都道府県知事
指定都市の長
市町村長

※ なお、この法改正による届出先の変更に伴う届出の必要はありません。



平成26年度 介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査（一般検査） 結果

検査事項	傾向	留意点	取組事例
①法令遵守についての方針の策定について（※）	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守方針を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 一部の事業者において、法令遵守マニュアル以外の規程、規則等に法令遵守についての方針を定めているとの回答があったが、当該規程等を確認したところ、法令遵守責任者の役割が定められていない等、内容が不十分な事例が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の基本理念、法令遵守責任者の役割、法人の法令遵守体制について規定されたマニュアル等が整備されていることが望ましい。 業務管理体制は法人単位の届出であるため、法人単位の法令遵守マニュアルを整備することが望ましい。 定期的に、現在のマニュアル等の見直しを行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルを整備し、職員に周知するとともに、施設内に掲示している。
②法令遵守責任者の役割について	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者が誰であるかを答えられない事業者が見受けられた。 法令遵守責任者の役割及び業務内容について答えられない事業者が見受けられた。 法令遵守責任者の役割を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の役割を定め、全職員に周知することで法令遵守に関する責任の所在が明確になる。 法令遵守責任者は、事業者が運営する各事業所の法令遵守に関する取組状況を、定期的に確認することが望ましい。 法令遵守責任者を中心として法令改正や果からの通知等の周知体制を構築することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルに法令遵守責任者の役割や業務内容について規定している。 法令遵守責任者に対して「法令遵守責任者に任命する」旨の辞令を交付している。 法令遵守責任者自らが、国の審議会等の資料、報酬改定の概要等を、各事業所に周知している。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。

検査事項	傾向	留意点	取組事例
③法令遵守体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止、身体拘束抑制、事故の発生防止及び適正な介護報酬の請求等について、多くの事業所が職員への研修や注意事項についての周知を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令等違反の疑いがあつた場合の内部通報の仕組みを確立することが法令等違反行為の未然防止につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬の請求内容について、請求事務担当者の後に法令遵守責任者が再確認するなど、ダブルチェック体制を徹底している。 内部通報に関する規程を整備し、規程中で通報窓口や通報者等の不利益取扱いの禁止等について定めている。 ヒヤリハット事例について、重要なものはその都度、各事業所管理者に周知している。
④法令遵守に係る評価・改善活動について	<ul style="list-style-type: none"> 多くの事業者が、職員会議等でサービス提供中に発生した問題について改善活動を行っていた一方で、一部の事業者において、評価・改善活動が行われていなかった。 事業者内部で研修を実施しているが、法令遵守に関することは行っていない事業者が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題発生前又は問題発生時に、原因分析・再発防止等の評価・改善活動を行うことが望ましい。 評価・改善活動を実施した会議等の記録を整備し、職員間で回覧することで情報共有を図ることができる。 法令遵守についても研修に加えることで、事業所等における法令遵守の意識が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議で発生した問題について情報を共有し、改善や予防措置が講じられている。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。

介護サービス情報の公表システム等について

1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることとなります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につながられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所のPRが可能です。

○ケアマネジャーにとってのメリット

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所のサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者と事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者と共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付しました。

平成27年4月上旬に、平成26年度のデータの確定作業を行いますので、データ変更の必要がある事業所は、平成27年3月27日（金）までに事業所情報を入力し、「提出する」をクリックしてください。

平成27年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認していただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えます。

2. 変更届

(1) 変更届の提出が必要な事項

次の項目について変更があるときは、原則 10 日以内に変更届出書を提出してください。

- ① 事業所(施設)の名称
- ② 事業所(施設)の所在地
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名
- ⑤ 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
- ⑥ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- ⑦ 備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)
- ⑧ 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(介護老人保健施設を除く。)
- ⑨ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑩ 運営規程
- ⑪ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ⑫ 事業所の種別
- ⑬ 提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類
- ⑭ 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)
- ⑮ 入院患者又は入所者の定員
- ⑯ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- ⑰ 福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)
- ⑱ 併設施設の状況等
- ⑲ 役員の氏名、生年月日及び住所
- ⑳ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(2) 提出書類

- ① 変更届出書(第3号様式)
- ② その他必要な添付書類

※(変更届(第3号様式)添付書類一覧)を参照してください。

各種様式等掲載場所「かがわ介護保険情報ネット」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/index.html>

3. 介護保険電子メール同報配信システムについて

介護保険等に関する香川県からの情報は、原則、介護保険電子メール同報配信システム(以下「同報メール」という。)で行い、個別に郵送することはありませんので、必ず事業所ごとにメールアドレスの登録をお願いします。

なお、メールの中には特定のサービスに限って配信することもありますので、同一法人で複数のサービス事業所がある場合であっても、必ずサービスごとに登録をお願いいたします。

介護サービス事業者 様
(居宅介護支援事業所除く)

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

平成26年度「介護サービス情報の公表」制度の基本情報
及び運営情報の報告について(通知)

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成18年4月1日から導入された「介護サービス情報の公表」制度については、平成23年度の法改正において、事業者の負担軽減と利用者にとって分かりやすくするという観点から所要の見直しが行われ、平成24年10月から新たなシステムが運用されているところです。

つきましては、別添のとおり平成26年度「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告・調査・情報公表計画」を策定し、本年度の制度を運用することとしましたので、下記により平成26年7月31日(木)までに入力をお願いします。

なお、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の35の規定に基づき、介護サービス事業者においては、「介護サービス情報」を香川県知事に報告することが義務付けられており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となることを申し添えます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付したところであり、当該制度が有効に活用されるよう全ての対象事業所が入力するとともに、適宜、入力情報の更新をお願いします。

記

1 情報の報告

(1) 事業所においては、WEB上の「介護サービス情報報告システム」により報告するものであるが、報告システムには、別紙のページからログインすることができる。

(2) 報告システムを利用する際には、ID及びパスワードが必要となる。これらについては、既に事業所あてに配付済みである。

① IDは事業所番号とする。

- ② パスワードについては、初期パスワードとして配付しており、事業所において、直ちにパスワードを変更すること。
- ③ ID及びパスワードについては、事業所において厳重に管理すること。
- (3) 入力方法については、上記1(1)で示しているページにある「・介護サービス情報報告システム 事業所向け操作マニュアル」等を確認の上、入力すること。
なお、平成26年度中にパスワードを配付した事業所については、基本情報のみ入力するよう設定しています。
- (4) 提出する手順は以下の通りです。
- ① 調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックする。
 - ② 「提出までの流れ」にある、「提出する」ボタンをクリックします。なお、入力必須の調査表が未記入の場合、「提出する」ボタンがクリックできません。
 - ③ 提出確認画面が表示され、「提出する」ボタンをクリックし、提出完了です。
 - ④ 「登録状況確認」の状況欄等が「提出済」となっていることを確認してください。
- (5) 報告内容に不備がある場合は、報告内容を差戻ししている場合がある。この場合、「介護サービス情報報告システム」の調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックし、「登録状況確認」の状況欄が「差戻し」と表示される。差戻し内容を訂正し再提出をすること。

2 公表事務

県において、報告を受けた内容を受理後、「香川県介護サービス情報公表システム」において公表する。

記入漏れ等がない場合は、報告内容がそのまま公表されることから、事業所において正確に入力すること。

なお、記載内容に変更があった際は、適宜変更すること。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ

担当 原岡・包末

電話 087-832-3269

26長寿第31852号
平成26年6月27日

居宅介護支援事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

平成26年度「介護サービス情報の公表」制度の基本情報
及び運営情報の報告及び制度の活用について（通知）

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成18年4月1日から導入された「介護サービス情報の公表」制度については、平成23年度の法改正において、事業者の負担軽減と利用者にとって分かりやすくするという観点から所要の見直しが行われ、平成24年10月から新たなシステムが運用されているところです。

つきましては、別添のとおり平成26年度「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告・調査・情報公表計画」を策定し、本年度の制度を運用することとしましたので、下記により平成26年7月31日（木）までにをお願ひいたします。

さらに、貴事業所の介護支援専門員を通じて、利用者へ当該制度の周知を行うなど、積極的な活用について御協力を願ひします。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定に基づき、介護サービス事業者においては、「介護サービス情報」を香川県知事に報告することが義務付けられており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となることを申し添えます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付したところであり、当該制度が有効に活用されるよう全ての対象事業所がするとともに、適宜、の更新を願ひします。

記

1 情報の報告

(1) 事業所においては、WEB上の「介護サービス情報報告システム」により報告するものであるが、報告システムには、別紙1のページからログインすることができる。

(2) 報告システムを利用する際には、ID及びパスワードが必要となる。これら

については、既に事業所あてに配付済みである。

- ① IDは事業所番号とする。
- ② パスワードについては、初期パスワードとして配付しており、事業所において、直ちにパスワードを変更すること。
- ③ ID及びパスワードについては、事業所において厳重に管理すること。

(3) 入力方法については、上記1(1)で示しているページにある「・介護サービス情報報告システム 事業所向け操作マニュアル」等を確認の上、入力すること。

なお、平成26年度中にパスワードを配付した事業所については、基本情報のみ入力するよう設定しています。

(4) 提出する手順は以下の通りです。

- ① 調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックする。
- ② 「提出までの流れ」にある、「提出する」ボタンをクリックします。なお、入力必須の調査表が未記入の場合、「提出する」ボタンがクリックできません。
- ③ 提出確認画面が表示され、「提出する」ボタンをクリックし、提出完了です。
- ④ 「登録状況確認」の状況欄等が「提出済」となっていることを確認してください。

(5) 報告内容に不備がある場合は、報告内容を差戻ししている場合がある。この場合、「介護サービス情報報告システム」の調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックし、「登録状況確認」の状況欄が「差戻し」と表示される。差戻し内容を訂正し再提出をすること。

2 公表事務

県において、報告を受けた内容を受理後、「香川県介護サービス情報公表システム」において公表する。

記入漏れ等がない場合は、報告内容がそのまま公表されることから、事業所において正確に入力すること。

なお、記載内容に変更があった際は、適宜変更すること。

3 「介護サービス情報の公表」制度の活用促進

本文中にもあるように、平成26年度から「介護サービス情報の公表」制度利用促進のリーフレットを作成し、新規の要支援・要介護認定者（新規利用者）を中心に配付するとともに、ホームページでも公開している（掲載ホームページアドレスは、別紙2のとおり）。

指定居宅介護支援の事業は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」にもあるとおり、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでな

ければならないことから、利用者への当該制度の周知とともに、貴事業所の介護支援専門員が事業所情報を確認する際の積極的な活用をお願いします。

なお、当該制度を積極的に活用する利点として次のようなことが考えられます。

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジメントの過程で利用者と事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者とは共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ

担当 原岡・包末

電話 087-832-3269

介護サービス情報の公表システム

(介護サービス事業者入力ページ)

かがわ
介護保険
情報ネット

同報システム
メンバー登録
介護保険事業者等向け情報配信

制度のあらまし 香川県高齢者保健福祉計画 介護保険の実施状況 事業者支援情報 ケアマネジャー支援情報
香川県地域ケア体制整備構想 かがわの認知症高齢者支援サイト

News

[26/02/28] [\[事業者支援情報\]-\[通知\]-\[国からの通知\]-\[介護給付・介護報酬など\]](#)を更新しました。 **new**
■ 通知文 [[PDF形式 68KB](#)]
■ 別紙1 及び別紙2 [[PDF形式 135KB](#)]

[26/02/26] [\[事業者支援情報\]-\[リスクマネジメント\]-\[感染症情報\]](#)を更新しました。

介護保険最新情報
介護員養成研修
福祉用具専門相談員
介護保険担当窓口一覧
香川県介護サービス情報
介護サービス情報報告システム
療養病床の再編成

クリック

介護サービス情報報告システム ログイン - Windows Internet Explorer

https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/37/

香川県 介護サービス情報報告システム

ログイン

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID

パスワード

サービス名

※ 予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

スタート かがわ介護保険情報... 香川県職員ポータル... グループウェア - Windo... 香川県高松市番町4... 介護サービス情報報... 指定事業者等管理シ... 資料作成 OH24.11.6 ぶらさ訪... 適切な運営について... 資料2 居支資料作成... 資料4 介護新システム... 資料4 介護新システム... A 般 18:30 木曜日

介護サービス情報の公表システム

(利用者等向けページ)

このあらし 香川県高齢者保健福祉計画 介護保険の実施状況 事業者支援情報 ケアマネジャー支援情報
県地域ケア体制整備構想 かがわの認知症高齢者支援サイト

- 10/27/28] [\[事業者支援情報\]-\[通知\]-\[国からの通知\]-\[介護給付・介護報酬など\]](#)を更新しました。**new**
 - 通知文 [PDF形式 68KB]
 - 別紙1 及び別紙2 [PDF形式 135KB]
- 10/27/26] [\[事業者支援情報\]-\[リスクマネジメント\]-\[感染症情報\]](#)を更新しました。

- 介護保険最新情報
- 介護員養成研修
- 福祉用具専門相談員
- 介護保険担当窓口一覧
- 香川県介護サービス情報
- 介護サービス情報報告システム
- 療養病床の再編成



香川県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」 - Windows Internet Explorer
http://www.kagokensaku.jp/37/
介護事業所検索
介護サービス情報公表システム
文字サイズの変更 中 大 最大
前のページに戻る
介護保険について
このホームページの使い方
アンケート
地域包括支援センター事業所一覧
全国トップへ戻る
地図から探す
サービスから探す
その他の探し方
わたしたちが ご案内いたします!
調べ:24,051 本日:130 昨日:153
事業所の方はこちら
このページのトップへ

介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会（報告書概要） H26.3 参考

○ 本検討会の目的
 介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との運動

○ 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

○ 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の載量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

○ 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

⇒地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

方向性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

方向性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・ サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・ 従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・ キャリア段階等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

方向性

- 継続的な普及・啓発の推進
 - ・ サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発
 - ・ 病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発
 - ・ 地域包括支援センターにおける情報公表システムの利用支援
- 時代のニーズに応じたシステムの構築
 - ・ 情報の見せ方・可視化の工夫
 - ・ 情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンを活用、画像・グラフ・チャートの活用等）

今後の介護サービス情報公表制度の活用の方角性

参考

地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
- サービス選択を支援する機能の充実
 - ・ 従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・ キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

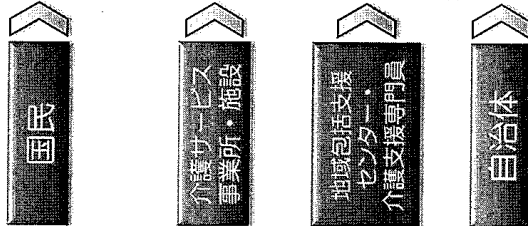
情報公表制度の活用を促進

- 時代とともに介護等を必要とする世代は入れ替わっていくことから、
- 現役世代を含めた継続的な普及・啓発の推進
 - 時代のニーズに対応したシステムとなるよう定期的に改善

⇒ 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

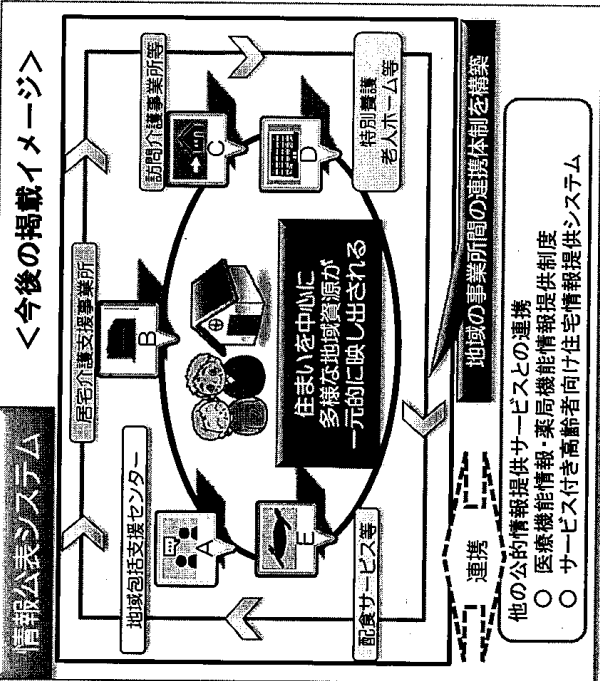
⇒ 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

(制度の主な利用者)



< 見直しにより目指す効果 >

- 介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために必要な情報を一体的に取得・活用
- 比較・検討するための情報の充実等を通じて、より自分にあわせてサービスを選択
- 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者のサービス選択を支援
- 従業者に関する情報発信に主体的に取り組むことにより、雇用管理の取組を促進。サービスの質の向上と人材確保にも寄与
- 多様な主体が提供する生活支援等のサービスが一元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメン等で活用
- 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、一体的に把握できるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築



介護サービス情報公表システム改修のスケジュール（現時点の予定）

参考

※「見やすさ等の改善」や制度改正にも対応していくため、段階的にシステム改修を実施していく。
平成26年10月及び平成27年3月においては、「見やすさ等の改善」を実施。

	平成26年 10月	平成27年 3月	平成27年 7月	平成27年 10月	平成28年度 以降
改修事項	公表画面等機能改善 (見やすさ等の改善)	公表画面等機能改善 (見やすさ等の改善)	制度改正の対応 (※)	制度改正の対応 (※)	地方分権改革 への対応
具体的な項目	<ul style="list-style-type: none"> ○比較機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・比較出来る件数を これまでの3件か ら30件まで拡充 等 ○検索機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・住まいからの検索 を新設 等 ○全体を通じた公表画 面の見やすさ等を改 善 	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートフォンアプ リの開発 (GPS(位置情報) の活用による簡易検 索等が可能に) 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業者に関する 情報の追加 (キャリアア段位 に関する取組情 報を含む) ○通所介護の情報 に宿泊サービス の情報を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援セ ンター及び生活 支援サービスの 公表 (市町村がシステ ムを活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が公 表している介 護サービス事 業所情報の公 表・調査等の 事務を指定都 市に委譲(2 8年度中に改 修を行い、2 9年度を目途 に稼働を予 定)

※制度改正への対応に係る具体的な項目については、現在検討中。